

上尾市組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 3 号

上尾市組織規則の一部を改正する規則

上尾市組織規則（昭和 5 9 年上尾市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項第 2 号中「出張所」の次に「、支所」を加え、同項第 4 号中「課内推進室等」を「課内室等」に、「課内推進室及び」を「課内室及び」に、「課内推進室長又は課内センターの所長」を「課内室等の長」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 支所 支所長

第 1 条の 2 第 3 項第 4 号中「課内推進室等」を「課内室等」に、「課内推進室長又は課内センターの所長」を「課内室等の長」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 支所 支所長が、当該支所に属する職員のうちから、当該支所長を補佐する者として別に定めるところにより指名した者

第 2 条第 2 項中「課内推進室及び課内センター」を「課内室等」に改める。

第 3 条第 1 項第 8 号中「、市街地整備課」を削り、同条第 2 項中「課内推進室」を「課内室」に改め、同項第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 健康福祉部高齢介護課 地域支援室

第 4 条（見出しを含む。）中「課内推進室等」を「課内室等」に改め、同条中「課内推進室等」を「課内室等」に改め、健康福祉部の部高齢介護課の項を次のように改める。

高齢介護課

- (1) 高齢者福祉に関すること。
- (2) 介護保険事業に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に基づく老人クラブ及び市町村老人福祉計画の事務に関すること。
- (4) 所管施設の維持管理に関すること。

- (5) 公益社団法人上尾市シルバー人材センターとの連絡調整に関する
こと。

地域支援室

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (2) 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業）に関すること。
- (3) 認知症総合支援に関すること。
- (4) 老人福祉法に基づく福祉の措置に関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく事務に関すること。
- (6) 成年後見制度に関すること。

第4条環境経済部の部生活環境課の項第12号を削る。

第4条都市整備部の部都市計画課の項中第16号を第22号とし、第15号を第16号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (17) 土地区画整理事業の総合企画及び調整に関すること。
- (18) 土地区画整理組合の育成及び指導に関すること。
- (19) 土地区画整理事業の実施に関すること。
- (20) 市街地整備事業の計画及びその推進に関すること。
- (21) 駅周辺の再開発等整備計画に関すること。

第4条都市整備部の部都市計画課の項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく事務に関すること。

第4条都市整備部の部市街地整備課の項を削る。

第7条第1項の表課内推進室等の項中「課内推進室等」を「課内室等」に、「推進室長」を「室長」に改め、同条第2項の表課内推進室等の部中「課内推進室等」を「課内室等」に、「推進室長」を「室長」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「課内推進室等」を「課内室等」に改める。

第11条第2項中「出張所」の次に「、支所」を加え、同条第3項中「出張所」の次に「及び支所」を加える。

第14条中「推進室長」を「課内室等の長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(上尾市職員の種類及び職名に関する規則の一部改正)

2 上尾市職員の種類及び職名に関する規則(昭和 37 年上尾市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「、推進室長」を削る。

(上尾市予算規則の一部改正)

3 上尾市予算規則(昭和 40 年上尾市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「課内推進室等」を「課内室等」に改め、同条第 5 号中「及び同訓令第 2 条の表に定める課の長」を削る。

(上尾市財産規則の一部改正)

4 上尾市財産規則(昭和 40 年上尾市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「課内推進室等」を「課内室等」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 議会事務局長

第 2 条第 8 号中「消防署長」を「消防署の課の長」に改める。

(上尾市福祉事務所組織規則の一部改正)

5 上尾市福祉事務所組織規則(平成 23 年上尾市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 高齢介護課に、課内室として地域支援室を置く。

第 3 条中「掲げる課」の次に「及び課内室」を加え、同条高齢介護課の項を次のように改める。

高齢介護課

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 5 に規定する業務に関すること。

地域支援室

老人福祉法第 2 章の規定による高齢者に対する福祉の措置に関すること。

第4条第1項の表課の項組織の欄中「課」を「課又は課内室」に改め、同項職の欄中「所長」を「室長」に改め、同項職務の欄中「課の」を「課又は課内室の」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

組織	職	職務
福祉 事務 所	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	次長	所長を助け、福祉事務所の事務を調整する。
	副参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
課	主席主幹	上司の命を受け、課の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された主席主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。
	主幹	上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。
	副主幹	上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理する（特に指名された副主幹にあつては、さらに、課長又は所長を補佐する。）。
	主査	上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理する。
課内 室	主幹	上司の命を受け、課内室の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された主幹にあつては、さらに、室長を補佐する。）。
	副主幹	上司の命を受け、課内室の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された副主幹にあつては、さらに、室長を補佐する。）。
	主査	上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理する。

第5条及び第6条中「及びセンター」を「又は課内室」に改める。